

# 第 250 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 250 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 25 年 2 月 8 日（金）14:33～16:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 契約変更（案）の審議

○厚生労働省ネットワークシステムの更改（厚生労働省）

2. 実施要項（案）の審議

○大山隠岐国立公園大山寺及び柵水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）

○国有林の間伐業務（農林水産省）

3. その他

<出席者>

（委員）

小林主査、井熊副主査、尾花副主査、宮崎専門委員、佐藤専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（厚生労働省）

職業安定局 労働市場センター業務室 村上室長、大橋係長、高木係長  
大臣官房 統計情報部 情報システム課 情報システム管理室 奥垣室長補佐

（環境省）

自然環境局 国立公園課 桂川課長、吉松課長補佐

（農林水産省）

林野庁 国有林野部 奥田業務課長、鶴園企画官、尾山企画官

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第250回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は「厚生労働省ネットワークシステム更改」の契約変更（案）と環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）の審議、さらに、農林水産省の「国有林の間伐業務」の入札結果報告のヒアリングと実施要項（案）の審議を行います。

それでは「厚生労働省ネットワークシステム更改」の契約変更（案）の審議から始めさせていただきます。

本日は、厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室村上室長に御出席いただきありがとうございますので、契約変更（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○村上室長 それでは、私は職業安定行政関係でシステムのほうを担当しております、ただいま御紹介ございましたとおり、労働市場センター業務室長の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料のほうにお目通しをお願いいたします。

配付資料のとおり、現在、私ども厚生労働省大臣官房統計情報部では、省内の各部局、また都道府県労働局などを結びますネットワークシステムを更改中という状況でございます。この平成25年7月、本年7月に新ネットワークシステムの運用を開始することとなっております。

さて、今般提出させてもらった案件としましては、当該新ネットワークシステムにおきまして、私ども職業安定系統の職員等が利用できる電子メールあるいは電子掲示板等のサービス提供に係る部分についてということでございます。

案件を本日諮る契機となりましたのは私どもの関係でございますので、それでは、まず、資料に沿いまして、その経過あるいは契約変更の必要性について私から説明をさせていただければと思っております。

私ども職業安定局におきましては、都道府県労働局において再就職の促進あるいは雇用の安定等を所掌しております職業安定部、ハローワークの職員の一部につきましては、現在当該ネットワークの機能を活用いたしておるわけでございますが、当初、次々期のネットワークシステムの更改時を目途といたしまして全て移行することといたしておりました。その後、都道府県労働局総務部のほうが本年7月に運用開始いたします新ネットワークシステムに完全移行することとなりまして、状況変化がありましたため、前倒しの必要が生じた次第でございます。

しかしながら、当該検討しておりました時期は、私どもにとりましては、ハローワークシステムという私どもの業務処理で利用しているシステムでございますが、そこにおきまして、大きなイベントでございました政府情報システムに係る最適化計画の運用開始時期とちょうど重なった、こういった状況があったことを初めといたしまして、利用者数の調査あるいは東日本大震災に伴います補正予算、失業給付での特例措置、あるいは端末の復

旧、過去最大級の運用時間の延長等々ございまして、資料記述のような予算要求あるいは調達仕様書の記載となったものでございます。

こうした経過から、職業安定系統の職員等が利用するハローワークシステムから新ネットワークシステムへの接続につきまして、厚生労働省ネットワーク更改に係る調達への追加といたしまして、契約を変更することといたしたいと考えているところでございます。これによりまして、電子メール機能あるいは厚生労働省の人事異動情報、本省の配置図、総務関係の通知等々の電子掲示板の利用あるいは各システム間を超えるようなメールアドレスの検索といったことが可能になるということでございます。

また、今般の契約変更の概要につきましてでございますが、資料の次ページ、裏側をごらんいただきたいと思っております。今回の追加分につきましては、平成25年度からの4年国債、2つ目といたしまして、ハローワーク等の職員用として1万のIDを追加、こういったことで考えているところでございます。

金額に関しましてでございますが、こちらにつきましては、ライセンス費用だけでなく、サーバー、ストレージ、回線の費用、導入費用、運用・保守費用などを含みまして、4年総額約11億円ということになります。

この金額の見積もりにつきましては、皆様のお手元の追加配付資料のとおりでございます。当初は、追加契約に係るハードウェアの費用につきましては、スケールメリットが生じず、かつ、早急に調達する必要があることから、より高目の金額になるという話があったところでございますが、追加契約は本体契約に付随した契約になるという観点から、本体契約の利用形態Bと同種のサービスの利用単価に今回の追加契約の必要数1万を乗じた金額といたしました。

なお、本体契約の利用Bの利用単価につきましては、一般競争入札により落札した金額により算出したしており、適正な金額になっているものと考えているところでございます。

大変雑駁な私のほうからの説明でございますが、私からの説明は以上のとおりでございます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました契約変更案につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○宮崎専門委員 済みません、ちょっと資料の内容の確認なのですが、今お配りいただいた資料ですけれども、まず、変更前、変更後の金額が3億5,700万円から11億3,000万円となっておりまして、差額が7億7,300万円かと思うのですが、もともとの資料1は、変更前と変更後の金額の差額が11億3,000万円ですと、すなわち、今お配りされた資料ですと、変更により7億7,300万円ふえたという数字なのですが、こちらの資料ですと11億3,000万円ふえたということで、その差額はどうなっているのかというのが1点。

2点目は、単価が、1人当たり月額2,513円は、月額ですから12倍しますと年額は3万円なんですね。3万円をこの11億3,000万円で割り返しますと、というか、ふえた7億

7,300万円で割り返すと2万5,650人となりまして、先ほど1万人ふえたというのと、この2万5,000人ふえているというところの関係を説明いただければという、その2点でございます。

○大橋係長 私から説明させていただきます。

この資料上、変更前の部分の3億5,000万円に関しましては、数については5,200のID数が対象になっております。それに対しまして変更後ですけれども、11億円の部分に関しては1万人分になっております。ですから、ここの変更後に関しましては、変更前の数にプラスしてではなく、増加分の1万人分だけの部分の金額が11億円ということになっております。ここはちょっとわかりづらい資料をつくってしましまして大変申しわけございました。数的にはそういう状況になっております。

○宮崎専門委員 ということは、この11億3,000万円に3億5,700万円を足した額が変更後の額で、変更による増額がこの11億3,000万円ということですか。

○大橋係長 そういうことになります。

○村上室長 大変わかりにくい資料で恐縮でございます。追加分のということでお受けとめいただければと思います。

○小林主査 機密性と書いてあるので、これは出ることはないですよ。だけれども、これは、記載の仕方としては、誤解を生む記載の仕方なので。

○大山専門委員 今の説明でもわからないですね。

今の変更前のところは5,200人分で、1カ月当たり2,513円、そうすると3億5,700万云々と。それで、1万人分ふえたということは、大体ざくっと見ると倍で、2,500円と同じなのに、何で11億円になるの。

○村上室長 現行が5,200というIDでございます。それで、今回1万ふえますので、5,200から1万5,200ということになります。

わかりにくくて大変恐縮だと申し上げさせていただきましたのは、ふえた1万に係る部分ということでお受けとめいただければと思います。

○大山専門委員 ふえた1万人分ではなく、1万5,000人分。

○小尾専門委員 済みません、ちょっとよくわからないのですが、利用形態B1とB2というのを、多分両方合わせると5,200になるのではないかと私は思っているのですが、B2のほうは恐らく3,900ぐらいかと。多分変更前の台数が3,900ぐらいで、利用形態B1の変更前が1,000幾つぐらいかな。両方合わせて5,200ぐらいになる。

○大橋係長 失礼しました。私の説明が間違っていまして、利用形態B1とB2がございまして、ここがそれぞれ5,200の内数となっておりまして、利用形態B1のほうの数が2,000になります。それで、利用形態B2のほうに関しましてが3,200になります。それで、合計で5,200ということになっておりまして、B1足すB2が5,200ということになっております。ですから、B2のほうが3,200ということですので、その金額で単純に約3倍に近くなっております。先ほど私のほうの説明がまずかったのですが、数の関係はそうい

うことになっております。

○井熊副主査 いまいちよくわからないのですけれども、この追加の資料の数字とこっこの前の本紙にある資料の数字の関係がよくわからないということと、あともう一つ、これはコストが完全にリニアではないので、ふえた分の単価が同じだからいいという話ではないのではないかと。自分も多少、昔、ITの変更契約のことをやっているのですけれども、変更契約で追加分って、普通はコストベースで計算するのではないかと思うのですね。単価ベースではなくて。コストがこのくらい上がっているから、このくらい見ましょうとコストベースで計算するのが普通ではないかと思うのですけれども。単価ベースでやると、リニアでないときは、どっちかが得するか損するかしますね。

○大橋係長 そのこの部分に関しましては、コストベースで当初、先ほど説明もあったとおり、コストベースで行くとそれなりの金額になるよという話がありまして、その理由として言われたのが、追加でサーバーとハード機器を調達するに当たって、当初調達しているのであれば、当初の分プラスうちの分ということで、それなりにスケールメリットが出るのだけれども、それでは調達できなかった。別途調達しなければいけない状況になったという話があったときに、それなりの金額になりますよという話がありました。

我々としては、適正な金額とはどのような金額かと考えたときに、当然のことながら、今の本体の契約の金額以上になるのはどうもまずいのではないかと、まずいというか適正ではないのではないかとということがありまして、総額面から少なくとも本体契約と同種のサービスと同等もしくはそれを下回る金額にするよということ、見積もりのほうは調整を進めてきておったところでございます。

○井熊副主査 でも、規模が大きくなって、積み上げるとコストが単価で上がるというのもよくわからない話で、今のやりとりを私はちょっとうがった見方で聞いてしまうと、何か相手のコスト構造がよくわからないで、単価が上がると言われたから単価で落ちたみたいな話に聞こえてしまうのですね。だから、やはり契約変更するときは、彼らが、例えばクラウドみたいに単価ベースで商売をしているときとかというのだったらいいのかもしれないのですけれども、新しい何かを買ってやるとかという場合には、きちんとコスト構造を、それが損であろうが得であろうが、コスト構造をきちんと理解した上で追加分を合意するのが普通ではないかと思うのですね。

○大山専門委員 そのとおりだと思いますね。

○大橋係長 我々としては、コスト構造をもうちょっと細かいところでいいますと、業者とのやりとりの中では、当初で言うと、約20%以上高い当初の見積もりという話がありました。当然そうなれば受けられないという話があります。あと、そこから下げていく目安として、我々としては、ひとまず本体契約の同種のところという線を引いてきたところでございます。

ただし、その前提となる同種の単価というものの算出根拠に関しましては、本体契約の一般競争入札で落札した金額ですから、それはその当時の市場の中で一番安い金額として

設定された金額の中の割り戻しで同種の契約の単価を導き出して、それを当てはめたということになっていますので、市場的に見た際にも適正な額になっているのではないかと判断が我々にはありました。

○小林主査 お話はわかるのですけれども、国民に対する説明責任ということからすると、相手がどういうコスト構造になっていて、それとこの当初の入札で確定した単価ベースを比べたときに、単価ベースのほうがコストで下というような説明が必要だと思いのですね。だから、そのコスト構造の部分のコストをきちんと算定してみたら、こんなコストがかかってしまいますよというところの信頼性とか適正性というものが重要な説明責任であって、そこがクリアになっていないと説明にならないということだと思いのです。

だから、おっしゃっていることは、こちらのほうが安かったと評価できるからということなのだけでも、その比較対象がどうだったのかということもクリアに、明らかにしていただかないと説明責任にはならないということだと思いますが、そこは明らかにできますか。できますかというか、できますでしょうか。

○大橋係長 申し上げたとおり、単価に付随して出てきた見積もりというものは当然出させていますので、そちらについてはお示しすることは可能です。今回ちょっとそこまでは準備していないのですけれども。

○井熊副主査 私より全然専門の先生方もいらっしゃるのですが、特にIT関係ではあれかもしれないけれども、普通は、例えば10億円だったら10億円という見積もりがあったら、その内訳をとって、例えばそれが1,000人かかっている、サーバーが10であったと。そうしたら、この単価を同じ、1,000人から1,200人になったら、1,000人のものとの比例でこちらの単価を上げて、サーバーが10とか12であるといったらその分ふやすと。そのかわり、単価の値引きはしないけれども、そういう過去の積み上げと同じ積み上げでふやしていった分だけ応じますというコスト分析で追加はやるのではないかと思いのですね。その分解されたコストがないと、これがいいのかどうかかわからないです。

一番初めの上がりますよというのは、その交渉のあり方として、向こうが吹っかけてきたら、内容がわからないで吹っかけてきて、高くなりますよと言って、では、もう片方が安いですからと言っているかもしれないし。コストがわからないと向こうの言っていることが確かかどうかもわからないわけですね。それをきちんと確認しないとまずいのではないかと思いますね。

○小尾専門委員 済みません、この利用形態B2というのは、基本的にはメールシステムなのですよね。

○村上室長 メールだけではございません。電子掲示板等々もございまして、先ほど私から説明させていただきましたとおり、本体契約であります、私ども大臣官房統計情報部で運用しておりますネットワークシステムの中での共通サービスとして提供される幅広い機能の部分ということになるかと思います。

○小尾専門委員 そういう意味では、例えば、いわゆる回線費用とか、少なくとも回線費

用というのは、ソフトウェア部分とかに分けた形で提示いただかないと、多分この単価という、確かに場所がふえていますので、そういう意味でネットワーク費用がかさんでいる可能性もないとは言えないと。ただ、これだけだと多分全然見えてこないで、これが正しいのか、それとも増なのかということが判断できないと思うのです。だから、皆さん多分それをおっしゃっていて、もう少し細分化されたような資料を出していただいたほうがいいかと思います。

○村上室長 先ほど私どもの担当から説明させていただきましたが、全体のといたしますか、コスト全体といたしましては、私どもの11億円の中には、ハードウェアの構成の経費ですとかソフトウェアの関係経費ですとか、あるいは情報セキュリティーの対策の関係ですとか、あるいは運用、保守、そういったもろもろの経費をコストの中には含んでいるということに当然なっております、当初は、先ほど説明させてもらいましたとおり、やや高目の数字が出てきたと。これは、我々として当然受けられないという中で、私ども助言いただいております支援の担当者にも、実際の見積もりの中身的な部分については確認、チェックをしていただき、そういう中で、最終的には2割ほどでございますが落とさせてもらった金額、これが約11億円ということでございます。

それから、ただいまお話がありました個別の事項ごとのコスト的なものとの関係等、本日、資料を持ち合わせていないことが大変恐縮ではあるのですが、考え方としてはそういう考え方に基づいて今回の総額をはじいているということでございますので、ぜひ御理解のほどをよろしく申し上げます。

○大山専門委員 普通、どうしても1回契約して決まると、その後、随意契約というのは安くなることはないというのが一般的な話だと思うのですね。そのほうが安いという例を見たことがない。それはもう理由はいろいろあって、相手方の気持ちもあるでしょうけれども。今回の話は、たしか調達仕様書の中に1万人ふえる可能性があるということが書いてあったわけですね。それを含めて出させればよかったとは思いませんか。要するに、実際の調達はこの金額だけれども、1万人ふえたら幾らになるというのを入れさせておけば違ったかもしれないということですね。一たび、もう落札して契約になった時点からの交渉と随分違うのではないかと。

その辺、ルール上できるのかどうか、いろいろなことをまたチェックいただく必要がありますけれども、要は、参考としては、その数字に意味を持たせておくと。現に今回こうなっているわけなので、その辺のところを1つ考えていただきたいというのと、先ほど来皆さんが言っているように、細かい数字、内訳の話になるのですけれども、多分、合うように数字をつくることになると思うんですよ。だから、その信憑性ですね。というのは、わかりませんよね、応札してくるときの提案書に書いてある額があるとしても、ふやしたときに、最初からもし1万人にふえて入札をかけたなら、理屈の上では額が違っているかもしれないわけではないですか。そのときは、絶対そのままのこの数字よりふえていることは普通はなくて、スケールメリットが出ているはずですから。そうですね。だから、



その辺のところを皆さん気になさっていて、今回の時間軸の流れから見るとこれはもうできないわけですね。確かに、1万人ふえるという話が出てきたわけだから落としどころを考えなければいけないと思うのですけれども、ただ、ある意味反省点として考えてみると、こっちの反省もあるのかもしれませんが、もしもう一個数字を入れていたら違ったかもしれません。

もちろんそれで落札を決めるわけではないですよ。もちろん最初のところで決めるのだけれども、ただ、言わせておいたらよかったかもしれないなど。これだけの予測がされるのならね。そういうふうに思うのですが、これはちょっと参考までに申し上げたいと思います。

○大橋係長 国の予算上、本体のほうの契約は平成24年度予算で契約できる、追加分に関しては25年度予算で初めて契約できるという予算上の制約を考えると、委員御指摘の話というのは、現実的に見積もりをとったとしても、実行できる状況にない。

○大山専門委員 いや、そうではなくて、応札するときに数字だけ入れさせておく。幾らふえるかというのを見ておくために。

○奥垣室長補佐 ありがとうございます。御存じのように、厚生労働省のネットワークシステムは、本体調達のほうはもう次回に向けていろいろ検討しなければいけないので、今、先生がおっしゃったことも含めまして、総合的に見て、今回の場合はちょっと終わってしまいましたので、次回からどうするかというのをあわせて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小林主査 いろいろ御意見が出たのですけれども、今、大山委員がおっしゃったことは、やはりコンペティティブソーシングというのはそうあるべきなのですね。もう落札してしまった業者さんとは、向こうは強い立場にいるので、向こうが言っていることが正しくなってしまうので交渉のしようがないということなのですね。だから参考なんです。参考でいいから、もう当初からかなりの確率で1万人分ふえるのだというようなことがあれば、それを本体とは別に言っていたらいいということですね。

それで、もう一つは、先ほどから言うように、ボリュームがふえると、先ほど井熊委員がおっしゃったように、リニアでそのまま単純にふえるわけではないというのが普通の常識なので、この場合の単価で決めましたというのが合理的なのかどうかということの説明責任はあるということですよ。だから、これはもうしようがないと言ってしまうようなことはないのですけれども、これが本当に国民として妥当な、合理的な金額なのか、これのほうにハッピーだったのかということについては、やはり説明責任はあるということをお考えいただいて、先ほどから、チェックしていただいて、これはやはり高いとか、妥当だとかというようなことがあったのであれば、できればそういう資料も追加的に出していただいて補足していただいたほうが良いと思うのです。

○事務局 恐らく見積もりがあるというお話がありましたので、それを事務局に出していただきまして、事務局から先生方にお話しいたします。その上で、再度御確認いただければ

ばということでしょうか。

○大山専門委員 それでもいいですけども、ここに出ている月額単価というのは、提案書に書かれているのですね。後でつくった数字ですか。

○大橋係長 そうです。落札額の内訳から割り戻して出した単価ということです。

○大山専門委員 それはどちらが。

○大橋係長 本体契約のほうに。

○大山専門委員 そうではなくて、契約相手が提出してきたものか。

○大橋係長 そうです。

○大山専門委員 そうすると、もうわからないですね。

○奥垣室長補佐 ちょっと予算の話になるのですけれども、今回、本体のほうは、利用形態A、利用形態Bという形態があり、また、勘定元が分かれておまして、各課で予算要求をしていました。さらに、我々のほうは全部借料という形で要求しておまして、また、機器単位ではなく、人数単価で実施しました。なお、落札は一括で実施しました。

今回の資料は、どうしても本体との比較に先生方は関心があると思ってこういう形でやりましたけれども、説明したように、ある程度コストをきちんととっておりますので。

○大山専門委員 では、結構です。

○村上室長 そののところにつきましては、本日間に合っていませんけれども、見積もりをとっておりますので、提出させていただきたいと思います。

○小林主査 それは提出していただいて、委員に回していただくことにしたいと思います。

○大山専門委員 説明もつけてほしいな。

○小林主査 そうですね、説明をつけていただいて。

それでは、この「厚生労働省ネットワークシステムの更改」の契約変更（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

今の確認事項はありますけれども、それを情報提供していただいて、それ以外に何か確認することはありますか。いいですか。事務局から。

○事務局 事務局からは特にございませぬ。

○小林主査 それでは、この契約変更（案）につきましては、今の情報提供をいただいて、それを委員にフィードバックしていただいて、確認して、確認した上で小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、契約変更（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思いますが、先生方よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、契約変更（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

先生方におかれましては、確認したい事項等がございましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、委員に結果を送付していただきます。

今回の契約変更につきましては、先ほどいろいろ御意見が出ましたとおり、今後の契約、入札等に生かせる教訓も多々含まれておりますので、事業の実施と今後に向けての取り組みに生かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○村上室長 私どものほうも、委員から御指摘ありましたが、今後またいろいろな調達がございますので、そういった中で十分踏まえた形で反映できるような対応をしてみたいと思っております。

○小林主査 よろしく願いいたします。

それでは、本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室、環境省入室)

○小林主査 それでは、続きまして環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局国立公園課桂川課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いいたします。

○桂川課長 環境省自然環境局国立公園課長の桂川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に御配付いただいております資料に基づきまして御説明させていただきます。

最初に、1枚めくっていただきまして1ページ目でございますけれども、こちらのほうに業務の目的が書いてございます。ごくかいつまんで申し上げますけれども、大山隠岐国立公園は、昭和11年に指定されたところでございますけれども、中国地方の高山であります大山とその山麓地域は、大変多くの利用者が集まる重要なエリアでございます。このエリアにおきまして、環境省所管の大山情報館あるいは野営場、駐車場、公衆便所及び園地などの各施設につきましては、保守管理、運営などを行うとともに、利用者に対して適切な情報を提供することが業務の目的となっております。

御参考までに、イメージをつかむという意味で、大分後ろですけれども、別紙の22というところをご覧いただけますでしょうか。別紙のほうの22ページでございます。こちらに地図が描いてございまして、真ん中辺りに「大山」と書いておられますのが山でございます。いわゆる大山の頂上が弥山と呼ばれるところになります。大山情報館は、その登山口のところにございまして、星印マークがついておりますのが大山情報館、その近くの大山仁王堂というところに下山野営場、下山公衆便所、下山駐車場がございまして、また、その若干南に下ったところに柵水原というところがございまして、公衆便所、駐車場、園地がございまして、また、大山情報館の若干北寄りのところには豪円山の野営場がございまして、この

辺りの施設が今回の対象となっておりますのでございます。

それでは、再び戻っていただきまして、先ほどの本文のほうの2ページ目、3ページ目、そして4ページ目のところに各施設の概要が書いてございます。内容につきましては一々申し上げませんが、こうしたような施設が対象となっておりますのでございます。

4ページ目のところに対象の業務が書いてございますので、若干の御説明をさせていただきますけれども、まず、4ページ目の真ん中より下のところに書いてございますが、大山情報館の管理運営業務ということで、情報館の建物の保守管理とともに、この大山地区の到着あるいは出発の拠点となっておりますのでございますので、自然環境の情報や登山道の情報などをリアルタイムに把握するとともに、これを提供することが業務でございます。

また、豪円山野営場及び下山野営場の管理運営業務は、いわゆるキャンプ場としての管理運営を適切に行っていただくものでございます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、(3)として書いてございますのが下山公衆便所、榎水原公衆便所、下山駐車場、榎水原駐車場及び榎水原園地ということで、こうした公衆便所や駐車場や園地の保守管理をしていただくという業務の内容になっております。

これらの事業につきましては、昨年平成24年6月8日に入札監理小委員会第222回の審議を経まして、6月25日に官民競争入札等監理委員会にて御審議をいただきました。その際、御指導いただきました内容として、1つが、事業実績のない民間事業者においても参入機会や実施状況を踏まえた工夫が可能となるよう、そういう企画書が出せるように、実施要項において、業務の実施状況の内容を十分に情報開示する必要があるというのが一つ。もう一つは、次期事業の確保されるべき質の設定に当たりまして、利用者の満足度の向上に資するため、アンケートの回収率を高めるとともに、適切な評価項目を設定して、利用者の満足度を図るための定量的な目標値を定めてモニタリングすること、これを検討するようという2つの御指摘をいただいたところでございます。

また、あわせてパブリックコメントを今年1月7日から21日にかけて実施いたしました。こちらにつきましては、特に意見の提出がなかったところでございます。

次回のこの市場化テストにつきましては、平成25年7月から28年6月までの3年間を予定しておりますけれども、いただきました御指導を踏まえまして見直しを行ったところでございます。

資料5ページ目のところにマーカーが書かれているかと思っておりますけれども、5ページ目の5. 業務実施に当たり確保されるべき質、(1)大山情報館管理運営業務のところ、更にその下の2)のところでございますけれども、大山情報館の利用者の視点において、清潔・安全な状態を維持していることの下に「利用者に対するアンケートを行い、職員の対応、館内の清掃状況及び館内の施設配置について『やや不満』及び『不満』の割合がおおむね1割以上となる場合、又は利用者から意見等がある場合は、清掃・点検の頻度を見

直す等の対応をすること」。また、情報につきましては、同じくアンケートを行いまして「必要な自然情報について『入手できなかった』及び『入手できたが内容が不十分であった』との割合がおおむね1割以上となる場合、又は利用者から意見等がある場合は、情報提供のあり方を検討し必要に応じて改善を行うこと」とされております。

また、野営場につきましても同様にアンケートを行いまして「『やや不満』及び『不満』の割合がおおむね1割以上となる場合には改善を行うこと」としたところでございます。

こちらは、別紙の11ページ、12ページをご覧くださいでしょうか。別紙の11ページには大山情報館のアンケートの様式、12ページにはキャンプ場のアンケートの様式が記載されております。これまでのアンケートは、答える人がかなり書き込まなければならないようなものであったのですけれども、今回は丸を打つだけで基本的に回答ができるようにしていることと、職員の対応や清掃状況、情報提供については、5段階評価として、先ほど申し上げたような評価が出せるようにしているところでございます。

それでは、資料の6ページに戻りますが、資料の6ページ、真ん中より下のところに大山情報館利用者アンケートとして、ここにアンケートの用紙の設置のことだけではなく「また、必要に応じ、利用者に対しアンケート調査を求めるものとする」という書き込みをしております。また、7ページの一番上のところにも、同じように野営場についても「必要に応じ、利用者に対しアンケートへの協力を求めるものとする」と書き込みをいたしました。これは、これまでは全く来られる方の自主性に任せてアンケートをやっていたのですが、それだけでは回収率が十分に上がらないことから、職員のほうからお声かけなどをさせていただくことを義務付けしたものでございます。

それから、あとの御説明でございますが、別紙のほうに参りまして、別紙の14ページをご覧くださいでしょうか。別紙4として「従来の実施状況に関する情報の開示」と書いてございます。これは、事業実績のない方でも、どのような業務を行うのかが分かるようにという情報でございますけれども、14ページ、15ページ、16ページとこの内容が続いておるわけでございますが、16ページのところでございますけれども、上のところの4、従来の実施における目的の達成の程度というところに(2)を追加いたしまして、施設利用者に対する快適性の確保について項目を増やしまして「利用者に対して各施設の快適な利用環境及び情報を提供すること」というものを入れております。

また、1枚めくっていただきまして、18ページのところへ行っていただきたいのですが、過去のアンケートの結果でございます。このページを追加いたしまして、これまでのアンケートの結果についてはこのようであったということもお示しするようにしたところでございます。このような形で情報の開示を図るようにしたところでございます。

大体以上の点が今回改正したところでございます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)につきまして、御意見、御質

間をお願いいたします。

○井熊副主査 このアンケートの「必要に応じ」というところで、ニーズをなるべく状況に合わせてとっていくということがあるのですけれども、これの拘束性みたいなものはどれくらい、この「必要に応じ」というのはどのように判断するという考え方なのか。

○桂川課長 そのところはがっちりとした決めがあるわけではございませんけれども、この大山情報館等で仕事をする人間というのは、当然情報の提供や受付業務が業務のメインでございますので、結構時間がとられます。その間に暇がある限りにおいて、できるだけお声がけなどをしてほしいという意味でございます。

○井熊副主査 やらなかったからペナルティーがあるとか、これで新たにコストを取るとか、そういうことではないと。あくまでも、なるべくそう努力してくださいという意味だということですか。

○桂川課長 はい。その下の6ページのところに「アンケートの回収目標は、毎月100件とする」というのを(2)のところに書いてございます。ですから、この程度はアンケートが回収されるように努力をする、それが「必要に応じ」ということであると考えております。

○小林主査 その部分なのですけれども、定量的にいろいろ「満足」「不満足」とか「やや不満」とかというところで1割以上となる場合には見直す等の対応をするというような記載がありますね。だけれども、これは別に、先ほど井熊委員がおっしゃったとおり、それに対してファンクションとかペナルティーがあるわけではなくて、インセンティブにもディスインセンティブにも、業務改善の勧告とか業務注意とかということを経営当局としてはやる、そういった理解なのでしょうか。

○桂川課長 アンケートの結果は1か月ごとに取りまとめをしてもらいますので、1か月ごとにその不満、やや不満の割合の確認をした上で、これが1割を超えていれば改善を求めることとなります。当然どのような改善措置をとったかということはこちらのほうとしても確認いたしますし、翌月のアンケートにおいて、改善が見られたかどうかということも確認いたしますので、もし改善が図られなければ、また重ねてさらなる改善を求めていく、そのような形で業務を進めさせることとなります。

○小林主査 それは、では、7ページの8の8の業務の改善策の作成・提出といったところで明記しているといった理解でいいですか。

○桂川課長 そのとおりでございます。

○小林主査 質のレベルが一応定量的に設定されているのだけれども、それが確保されることが利用者にとっては非常に重要なことだと思うのですね。だから、その部分が確保できる措置として、これは通常どうだったのですか。例えば、2か月続けて1割の不満とかやや不満とかというものが超えてしまって、だから業務改善が必要であり、そういう指導をしたのだけれども、必要な改善が図られなかった場合には、何らかの措置と申しますか、強い勧告とか指導とかをするというのを、この質のところにも数字を書き込んでい

たのでしたか。

心配しておりますのは、この結果、別紙の18ページの結果のほうで見ると、例えば、大山情報館管理運營業務の（４）の必要な情報収集についてといったところでは「出来た」「出来なかった」「内容が不十分」というのが悪くなっている感じなのですね。それとあと、これは非常に変だといいますか何か数字的におかしいと思うのは、野営場の管理運營業務は、平成22年度は73件あったのが平成23年度は6件しかなくて、6件で100%満足という結果が出ているのです。これは、利用者としては余りハッピーな状況ではないという感じなのですね。だから、サービスとして、ある一定の質のサービスが維持され、悪くなったときには、またその改善措置が早急に行われるというような仕組みが実施要項の中に組み込まれていないと、サービスの質と設定していてもワークしないのではないかというおそれがある、それは、やはり入札に参加していただくほうでも、この業務は、国民に対してこういうサービスのレベルは維持していただかないといけなくて、こういうことがあったら、ペナルティーとまではいかないけれども、ある程度のもうちょっと何か改善命令とか改善業務の内容とかというものが、あなた方の別のワークロードとしてありますよみたいなことが明記されていたほうがいいのではないかと思います。

○桂川課長 まず、アンケートの数ですが、確かに野営場の6件というのはいかがなものかというのは私どもも思っております。そういう意味で、先ほど、大山情報館は毎月100件のアンケートを集めること、また、7ページの上のところに書いてございますけれども、野営場のほうは「利用延べ件数の70%以上」のアンケートを求めるようにということになっておりますので、これである程度アンケートの数は確保できると思います。そうなれば、アンケートの結果として示された「不満」であるとか「やや不満」という数字は、かなり定量的な指標として用いることができると思いますが、先ほど申しましたように、7ページの下のところの8. 業務の改善策の作成・提出等にありますように、ここにはっきりと書き込みをしておりますので、当然、民間事業者は、不十分な結果が得られれば、その都度、改善措置を講じなければならないと御理解いただけるものと思います。

また、もし仮に事業者が何らの改善措置も講じないというような状況になれば、当然、契約に違反ということになりますので、契約にのっとってしかるべきペナルティー、最悪の場合は契約解除、違約金というようなことになろうと思いますけれども、そういうものを与えることになるものと思っております。

19ページのところに契約解除の話が書いてございます。

○小林主査 質のレベルを、サービスの質を達成できなかったときと。だけれども、それがどのくらい続いたとか、6か月にわたっても改善しなかったとかという明確な規定はないのですね。

○桂川課長 そうですね、相手が真摯に改善を繰り返した場合、その成果が不十分であるからといって契約解除をとるということは、これはちょっとできないと思います。契約解除などの重大なペナルティーを科すとすれば、それは相手方が改善措置を講じなかった、

若しくはそれについてこちらの指導に反するような言動や行為をした場合でございます、真摯に改善したにもかかわらず、不幸にして数字が低いときには、ずっと改善を繰り返し、繰り返し重ねて行うことにはなると思いますが、数字が低いことのみをもって契約を解除するというのは、ちょっとそれはできないのではないかと思います。

○小林主査 なぜこうしつこく言っているかと申しますと、これは、前は2社応札だったのです。それで、従来やっていたところが結果的にはとられたと思うのですが、今回パブコメを出したときに、パブコメはなかったのです。

○桂川課長 はい。御意見はございませんでした。

○小林主査 ということは、また既存の事業者さんがとる可能性が高いのではないかとこのことを懸念しているのです。つまり、いろいろな事業者さんが入ってきて創意工夫というものを発揮していただくところに競争の原理が働くわけで、既存の業者さんが従来どおりの業務をやっていくので、それで支障がないということであると、その業務自体の改善が行われないというような悪循環になってくるかもしれない。それは、せつかく市場化テストを導入したにもかかわらず、その効果が出てこないということなので、その点を心配してちょっと申し上げているのです。

○桂川課長 確かに、今回も入札の結果、従前からやっていた業者が落札はいたしましたけれども、入札説明書をとりに来たのは5社ございましたし、現地の説明会にも3社が入っております。それで入札は2社でしたが、そういう点から言えば、これまで無風状態でやっていたところに競争相手があらわれたというだけでも、少なくともかなり現在の事業者も危機感を持って取り組んでいるものとは思っております。

また、改善措置を継続的に講じさせることは必ずやらせるわけでございますので、そういう意味では、たとえ既存の事業者であれ、あるいは新規の事業者がとられた場合であったとしても、それなりの事業のレベルを上げていくことは必ず実現できるものと思います。

ただ、それをもってペナルティーを与える、若しくは契約を解除するというような形は、ちょっと厳しいのではないかと。

○小林主査 ペナルティーを付けてくださいと言っているわけではなくて、サービスの質というものを設定したときに、それがきちんとコンプライアンスされるというような仕組みを作っておいたほうがよくて、そこは、先ほどの8番で別に書いてあったところを、例えばこれが改善されないときはこういうことを求めますよみたいなことをそのサービスの質のところにつけたほうがいいのかということ、つまり何のファンクションもなくてというか、何もサービスの質がアンケートの結果として報告がなかったとしても、現状のように、結果が総体的にちょっと何か初年度よりは悪くなっているではないですか。そういうことがあると、質は、これだけは守ってほしい、だから質のいいところが入ってほしいということがハイライトされたほうがいいのかと。

○桂川課長 それであれば、例えば8の業務の改善のところでございますけれども、今の条項に加えて、例えば改善措置を講じたにもかかわらず、更にアンケートの調査結果が悪



化したような場合は、より厳しい改善措置なり、更なる努力を求めるといような形のところをもう少し書き加えるような形といようなことによろしいのでしょうか。

○尾花副主査 今回の点の前段階の話で、このアンケート調査によって質を守らせるという発想でいくときに、では、このアンケートの別紙2の11、12ページを見たときに、何が悪かったのかというのを判断し得る情報がこれで得られているのかどうかといところで伺いたいのですが、例えば大山情報館利用者アンケートは、適切な情報を提供することが大事であるとい場合に、むしろその利用者は何回目に来たのかといようなことも非常に重要かと思うのですが、複数回来る人にとって詳しい情報を出すべき情報館なのか、それとも1回、初心者だけに出せばいい情報なのかといようなものが、このアンケートから、もう少し工夫することによつて見えてくるのではないかといことと、それから、18ページのアンケートの結果で見ると「ふつう」「やや不満」「不満」が結構な数のように思えて、きっと日本人がこれをつけるときには、どこかのテレビでやっていたのですけれども、随分と不満に思っている場合が多いといときに、では、不満がどこだったのかといところを例えば見てみるときに「不満」と書くときに、何が不満だったか、例えばトイレが不満だったのか、休憩室が少ないのが不満だったのかといのが簡単に書き込めるような項目がもしあったりするといいなと思ひます。

それから、更に大山キャンプ場アンケートとい場合の「施設の整備状況（快適度）はいかがでしたか」といつたときに、やはり不満があるといことは非常に重大だと思ひので、正に何が不満なのかといのが吸い上げられるアンケートにし、その結果、正にアンケートから吸い上げられた情報に基づいて改善措置をこの8項で求めていくといような、アンケートの項目を詳しくして情報を吸い上げ、更に8項で改善策を求めるといペアで何か工夫していただけるといひように思ひます。

以上です。

○桂川課長 分かりました。今のお話のように、特に満足度をはかる重要な項目につきましては、不満であれば、例えばどこが不満であったのか、そういうようなことについて目見当がきちんとつけられるような内容にアンケートのほうはまた少し見直しをさせていたきたいと思ひます。

また、今のお話のように、初めて来られた方がおそらくは大半だと思ひのですけれども、何回目かといようなことも含めて確認ができるようなアンケートに改善させていただきます。

○佐藤専門委員 よろしいですか。先ほど小林主査から御指摘があった1社入札の話ともちよつと関連するのですけれども、11ページのところのスケジュールを見ていると、入札に関する質疑応答が平成25年5月上旬で、企画提案書の提出期限も同じく25年5月上旬といことは、発注者側の明確化のための回答が出てから提案書を作り込むとい期間を想定していないとい記載になっているので、といことは、もうその作った既存の業者が、また使い回しで出てくるといことを発注者側が何か、悪く、疑った見方をすると、そう

いうことを許容しているようなスケジュールにも読めてしまうので、このところはちょっと工夫していただいたほうがいいのではないかという気がいたします。

○桂川課長 分かりました。

○佐藤専門委員 あと10ページ目のところ、形式的な点で「更生会社」という言葉が出てくるのですが、3か所「更正」という字がありましたので、そこだけ御指摘申し上げます。

以上です。

○小林主査 今ちょっと何点か出ましたけれども、尾花委員から出たアンケートの改善というのはしていただいたほうがいいですね。

○事務局 そのアンケートの項目のところについては、訂正というか修正のほうをさせていただきますと思います。

○小林主査 先ほどの8番のところの業務の改善策の作成・提出等というところで、先ほど桂川課長がおっしゃっていただいたように、ちょっとそこも修正いただいてもよろしいですか。

○桂川課長 分かりました。

○小林主査 今、佐藤委員から指摘がありました誤字のところですけども、スケジュールのところは、やはり入札に参加しようとしている人たちには余り優しくないのではないかとということですけども、これは改善できますか。

○桂川課長 分かりました。スケジュールについて検討させていただきます。

○小林主査 そうですね。やはり新規参入といいますか、いろいろな事業者さん、先ほど5社説明会に来たとおっしゃっていただきましたので、いろいろな事業者さんに広く参加していただくような作り込みにしていただきたいと思いますので、それは事務局と確認していただいて、今の点はそれでよろしかったですか。それで全部ですね。その点をちょっと修正いただいて、それを委員にフィードバックするという形でいいですか。

○桂川課長 分かりました。

○小林主査 では、その点よろしくお願ひしたいと思います。その修正いただいたところを確認した上で実施要項（案）についての審議をおおむね終了したものと考えたいと思いますけれども、ほかに事務局から何か確認することはありますか。

それでは、今の点を修正いただきまして、それを委員にフィードバックいただくということで、委員におかれましてはそれを確認していただくというふうにしていただきたいと思います。それを確認していただきまして小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催せずに、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますが、先生方よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知

らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員に結果を送付させていただきます。

環境省におかれましては、本実施要項（案）を修正いただきまして、競争が確保できるようにしていただきまして、サービスの向上が確保されるような事業を実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

（環境省退室、農林水産省入室）

○小林主査 それでは、続きまして農林水産省の「国有林の間伐業務」の入札結果報告のヒアリングと実施要項（案）の審議を行います。

本日は、林野庁国有林野部奥田業務課長に御出席いただいておりますので、入札結果報告と実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は20分程度でお願いいたします。

○奥田業務課長 御紹介いただきました林野庁業務課長の奥田でございます。よろしく願いしたいと思います。

国有林におきましては、平成23年度より公共サービス改革法に基づく民間競争入札によりまして、路網整備と組み合わせをいたしました複数年契約による間伐事業を導入しているところでございます。初めてのスキームに基づく事業ということもございまして、いろいろ苦労もあったわけですが、実際に請け負っております民間事業者の方々からは、経営ですとか雇用の安定につながるといった声もいただいているところでございます。

また、御案内のとおり、私ども、ことしの4月1日から、国有林野事業につきまして、今までの特別会計から一般会計に移行することになっております。そうした意味では、これまで以上に民有林施策への貢献が求められる中におきまして、本事業が効率的な間伐や路網整備に資するモデルになってほしいと考えているところでございます。

これまでの間、委員の先生方にはいろいろと御指導を賜りまして大変ありがとうございました。本日は、本事業がさらによい方向に進められるよう御意見をいただければありがたいと思っております。

それでは、事業の詳細につきましては担当から御説明申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

○尾山企画官 担当の尾山と申します。それでは、御説明させていただきます。

お手元には本年度の発注状況等を取りまとめました「国有林の間伐事業における民間競争入札の実施状況等について」、それから「国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項（案）＜平成25年度＞」及びパブリックコメントの意見と対応をまとめました「国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果と対応（案）」の3つの資料を用意してございますので、御確認ください。

まず、本年度の発注状況について説明させていただきます。資料3-1の「国有林の間伐事業における民間競争入札の実施状況等について」を1枚めくっていただきまして、別紙1がございました。そちらを見ていただきまして、下のほうの白抜きの数値を御参照ください。

入札関係資料の交付者数や企画提案書の提出者数及び応札者数の平均は、昨年度の民間競争入札の実績とほぼ同等の結果となりました。

なお、1社応札となったのは、九州森林管理局の宮崎南部署の1カ所のみでした。

次に、平均落札率ですが、こちらは95.5%で、昨年91%よりは若干高くなったものの、通常の間伐事業の落札率93.5%とは同等となりました。しかしながら、複数年契約の本事業は、事業規模が大きく、予定価格積算の段階で間接費の占める割合が抑制されるため、実質的には通常の間伐事業よりも低廉な落札を達成していると考えております。

また、初回の入札で不落となった箇所は、上から、北海道森林管理局の胆振東部署、東北森林管理局の盛岡署、近畿中国森林管理局の兵庫署の3カ所ありましたが、再度の公告を実施し、全ての箇所で落札できました。これらが落札に持ち込めたのは、公告から入札までの期間を見直し、早期の公告に努め、前年より1カ月程度早い時期に初回の入札を実施したこと、これにより、不落になった場合でも、再度の公告、入札後において1年間の事業期間を一定程度とり得るものとしたことが大きいと考えております。

続きまして、別紙2、次のページをごらんください。これは、平成23年度と24年度の公告時期及び入札期間を比較したのですが、平均では1カ月以上早く入札できています。

続きまして、別紙3をごらんください。今回のこうした改善は、民間事業者へのアンケートの結果からも評価されており、平成23年度と24年度のアンケート結果を比較しますと、例えば1つ目、入札に参加しなかった理由として「既に他の事業を確保しており、1年目の事業予定が組みにくい」と回答した民間事業者の割合は1割程度減少しています。また、2つ目「公告から入札までの期間が長過ぎる」と回答した民間事業者の割合も4割から2割に減少しています。

続きまして、平成25年度の実施要項（案）についてですが、資料3-3をごらんください。

まず、21ページの別紙1をごらんください。こちらは平成25年度の対象箇所一覧ですが、公共サービス改革基本方針に基づき、全ての森林管理局で設定しています。対象箇所の設定に当たっては、実施要項（案）の3ページの1に記載したとおり、間伐及び間伐材を搬出するための路網整備が必要な人工林が近接しており、おおむね100から200ヘクタールとなる規模を目安にしつつ、その地域の民間事業者数や対象箇所を管轄する森林管理署での間伐事業の受注事業者数などを勘案しながら行っているところでございます。

なお、昨年のこの入札監理小委員会で、四国森林管理局で対象箇所の設定を見合せざるを得ないことについて御審議いただき、御了承いただいたところですが、四国森林管理局におきましても、平成25年度につきましては、人工林が多くまとまって分布する四万十森

林計画区の新たな編成を経て、同森林計画区内での設定にこぎ着けたところでございます。

また、この四万十地域は、林業生産活動が盛んで多くの民間事業者が所在しておりますので、競争性の観点からもよい箇所が設定できたのではないかと考えております。

このほか、実施要項につきましては、先ほどのアンケートの結果も踏まえまして、公告から入札までの標準的な期間のうち、民間事業者に負担をかけない部分である、我々発注側の事務手続の中で10日間程度を短縮させてもらっております。

また、実施要項（案）の26ページに別紙4がございます。従来の実施に関する情報として、平成23年度に導入した本事業にかかわる情報を掲載しております。

実施要項（案）の主な変更点は以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの対応について御説明させていただきます。お手元の「国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果と対応（案）」をごらんください。

今回のパブリックコメントでは8者から10件の御意見をいただきました。なお、内容の類似する意見については1つにまとめております。結果としまして、実施要項（案）にかかわる意見が1件、事業全般にかかわる意見が9件ございます。

まず、実施要項（案）に係る意見についてですが、落札者決定に当たっての評価項目に現場代理人の技術力・保有資格、雇用状況等の事業者の企業努力が評価されるような項目設定としてほしいとしております。

これについては、実施要項（案）の24ページ、25ページにある本事業の評価項目をごらんください。意見にある現場代理人の技術力・保有資格については25ページの配置予定技術者等の能力で、雇用状況については24ページの企業の信頼性で、それぞれ評価するものとしております。また、事業者の事業経過についても、企業の事業実績で評価するものとしてしているところですので、既に趣旨は採用されているものと考えております。

次に、事業全般に係る意見についてですが、1つ目の、今後対象箇所を拡大してほしいについては、公共サービス改革基本方針で、前年度までの実施状況を踏まえ、競争性の確保等に留意しつつ拡大を検討するとしておりますので、この方針を回答させていただきます。

次に、2つ目です。事業内容に植栽や下刈り等を加えてほしいということでした。現在実行中の事業の評価、検証を踏まえた上で検討することが必要かと思っております。なお、下刈りについては、各年の夏ごろの下草の繁茂状況を見て、実行するか、やめるかを決定する必要がありますので、複数年契約であらかじめ契約することは難しいのではないかと考えております。

続きまして、3つ目、共同事業者への支払方法については、共同事業者との契約は代表企業と行うこととなっておりますので、関係する企業間での調整をお願いすることとしております。

4つ目です。低価格入札の話でございます。これにつきましては、会計法に基づき必要な対応を実施要項（案）の14ページの5の（2）の3）の①において規定しておりますので、

この旨を回答いたします。

5つ目の地元事業者の優遇措置については、入札参加者の公平性の観点から、取り入れることは難しいのではないかと考えております。

なお、6以下の林分調査や予定価格の算定、保安林内の許可行為の取り扱い等については、事業の実施段階で配慮したいと考えております。

以上、パブリックコメントの意見及び対応について説明しましたが、実施要項（案）については、原文のままでよいのではないかと考えております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました入札結果報告と実施要項（案）について、御意見、御質問をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。この別紙1の落札率が非常に高いということで、高くなった経緯を御説明いただきたい。結果論として高くなった経緯を御説明いただきたい。これは一発で出る数字ではないですね。

2番目は、参加者数が複数になっているから即いいということでもなく、事業者が固定しているのかしていないのかとか、この内訳について、これが適正な競争が起こったかどうかということについて説明いただきたいということ。

あと、別紙3の中で、入札の参加を見送ったというところで、数値が上がっているものがあるわけですね。例えば「企画提案書を作成する時間がない」というのが8%から20%に上がっているとか、あとは「その他」というのが十数%上がっているとか。この辺についても御説明いただきたい。

3点。

○鶴園企画官 今、3点出たわけですが、まず別紙1の関係、落札率が昨年と比較して数字上、上がっているということでありましてけれども、別紙1を見ますと、落札率が各箇所ごとにあるのですけれども、1つは、再公告、再入札をやったところが、ぎりぎりで落ちているかなという感じです。予定価格に対してどういうふうに応札してくるかというのは、応札者がその山をどう見て、どのように仕事をこなすか、そういう設計との中で出てくると思うのです。予定価格は、私ども標準的な作業システムを想定して、現地の状況を反映して積算していくのですけれども、応札者は、持っている作業システムがそれぞれ違うわけです。標準と違うケースがあるので、この応札した社が持つ作業システム、人員で応札額を検討したときにこういう値だったのかなと。つまり、我々が予定価格を積算するときの想定と実際が食い違ったときに、こういうぶれが出てくるのかなと思います。

これは参加者数との関係もあります。2番目の参加者数が低いということとも関係がございまして、結果、2社とか2.5社ぐらいの数字なのですけれども、通常、私どもの事業ではこれぐらいです。これは母数が少ない。例えば建設業ですと、全国で50万ぐらいの事業体がいるのですけれども、私どもの事業ではせいぜい3,000です。さらに、私どもと

つき合いがある事業者は1,500から1,600程度しかない。そういう中で2社か3社ぐらいの応募になってしまう。なので、先ほど標準的なシステムと申しあげましたけれども、個々が持っている作業システムの違いがもろに出るケースがあるのです。そういうことがあって、落札率が高くなったところも出てきてしまったのかなと見ております。

それから、今、参加者数が低いというところまで説明いたしました。あと、3番目のご質問についてですが、例えば「企画書を作成する時間がない」が20%に上がっています、あるいは「企画書の作成が煩雑」というところも、そういう意味では上がっています。こういったところは、上がっているというよりも、ある意味、高い水準にあるのだと私どもは見ております。確かに改善されたところはあるのですけれども、それでも25%なり20%はあるということで、これはある意味、当然に出てくる意見なのかなという気もしております。といいますのが、この事業が、やはり民間事業者の創意工夫を引き出して、それを正しく評価して落札者を決定するという仕組みになっておりますので、一定の企画提案の書類をつくっていただく必要があるかと思っております。そういう意味では、普通の入札に比べると、そういうことになれていないと申しますか、文章を書かないといけないということで、ゼロにはなかなか持っていけないだろうし、少なくともしばらくの間、なれるまでの間は、ある程度のこういう意見は出てきてしまうのかなと見ているところです。正しく評価するためには、企画提案書はなくてもいいよというわけにはどうしてもいかないので、一定の書類は出していただくことが必要なので、こういう数字は一定出てきてしまうのかなというような理解をしているところです。

ストレートに答えていないかもしれませんが、以上でございます。

○井熊副主査 基本的に余りよくわからなかったのですけれども、落札率というものは、価格をオープンにして、もう性能勝負で、内容勝負でいくとしないと、例えば再入札のものはともかくとしても、98%なんていう数字は出ないですよ。それで、価格クローズで見積もりをやったら、僕も見積もりというのは何度もやったことがありますけれども、98%なんていう数値は絶対出ないですよ。見積もりという行為そのものがですね。

そういうことで、どうしてなのかなということと、それから、あとは、何十社と応募してくる事業は少ないのですけれども、落札率が非常に高く2社であるというようなものは、やはり入札が本当にどのくらい競争性があったかということは、もう少し分析しないとけないのではないかという感じがします。

あと、やはり公告から入札までの期間が短くなっている中で、長過ぎる、長過ぎないというアンケートは、それを肯定しているものの、企画提案書を作成する時間が少ないという人の割合がふえているわけですから、ここのところもきちんともう一回、今回の入札のスケジュールというものがよかったのか悪かったのかということについても検討の余地があるのではないかと思います。

○尾山企画官 一つあるのは、企画提案書を提出するまでの期間、これは、もともとは50日、それから40から50日と若干は変更していますけれども、ほぼ変えていません。それで、

そこを変えずに、こちらの事務手続の部分をこれまではぐっと縮小してきております。だから、基本的にこの期間、通常の間伐事業では、1カ月から1カ月半で企画提案してもらって、入札までやっているものですから、それに比べると全体がすごく長くなっているのです。そういう意味では、できるだけ私どもとしても事務手続の部分をぐっと圧縮しまして、企画提案についてはしっかりやっていただきたいということで、その部分はなるべく残すような形で設定はしております。

○宮崎専門委員 この資料3-1の別紙3の意見を見ますと、公告から入札までの期間が長過ぎるという意見もあるのですが、1番で、やはり「ほかの事業を確保しており、初年度の事業予定が組みにくい」という意見もあって、これを踏まえると、期間を短くするというのも、こちら側の事務の期間を短くする、それはいいことだと思うのですが、もう一つ、公告をする時期を早めるとか、実際、この資料3-1の別紙1を見ると、例えば北海道地区は、公告日が6月ですけれども、中部だと3月16日、近畿中国だと3月30日と、部局によって、3月に始めているものもあれば、6月にスタートして最終的な入札日が9月になっているものもあるということで、これは、ほかで早い時期に実施できている部局もあるのであれば、全体的にもう少し早くやるという工夫もちょっと取り入れていただくとよいのではないかと思います。

○鶴園企画官 公告もできるだけ早くしたいということで昨年から取り組んでおります。ただ、現地確認しないと企画提案もなかなかできないという世界がありますので、雪との関係で、どうしても北のほうはおくれていくというような構図がございます。ですから、そういう中でも、事務的な部分で少しでも時間を短縮して早く入札日を迎えられるようにしたいと考えています。

私ども、大体春先と秋口に他の普通の事業は発注しておりますので、その秋の発注の前、その段階で、つまりまだ満腹感が得られていない段階で、この事業を出して競争性を高めたいと考えているところです。これからもそういう努力はやっていきたいと思っております。

○尾花副主査 別紙3の入札の参加を見送った理由、やはりこの点で質問ですが「同種事業の事業量を確保しており」ということは、御省が事業をしてもらいたいと思うとき、既にほかの事業を持っている方がお願いしてしまった後であるという意味でいくと、事業を依頼する側としての競争者というのはどこなのでしょう。

つまり、林野庁さんが事業を依頼したい時期に、既にほかの誰かがその業者さんに事業を依頼してしまっているのです、その事業者さんは林野庁さんの入札には参加できないという理由だと思うのですが、その林野庁から見た同種事業を委託する側というのは、どういうところを想定されていますか。

○鶴園企画官 民間の林業事業体ですとか、森林組合さんになりまして、どこから受注するかという点でいきますと、私どもが出している単年度の事業、通常の間伐事業とか、あるいは国有林でない民有林から出る事業、その2つを受注するわけです。それで、1年のうちで、春先はこれから受注していくという段階で、この事業に対しても応札しやすいの



ですけれども、だんだんと事業を受注できていくと、時間が後ろに行けば行くほど、もう十分だというような状況になっていくわけですね。そういう感じです。

○尾花副主査 そうしますと、先ほど他の委員も御指摘になられたように、公告期間の問題というよりも、どのタイミングでそのエリアにおいて公告を出すのが適正かということ判断いただくことによって、あいている事業者がふえるということだと思われるので、期間について検証いただくのが非常に重要だと思いました。

それから、その際、今度は実施要項の21ページの別紙1ですが、そういった場合に、林野庁が直接入札に出す場所として、各管理局から1カ所を選びましょうということですが、この選んだ先というのが、競争者がたくさん出るようなエリアを選んでおられるのでしょうか、それとも何か、多くの入札者が出るような場所を選ぶ工夫というのは、どういう形でされているのでしょうか。

○鶴園企画官 先ほどの尾山の説明でどういう箇所を選んでいるか、ロットをまとめて、計画の残期間があるところという絞り込みをかけていって、それで箇所の候補地が幾つか出てきます。その中で、やはりその箇所、そのあたりにどれぐらい、先ほど言いました民間の林業事業体なり森林組合さんがいるかというところは確認しております。

例えば、ここで上げている四国ですけれども、なかなか案件が形成できなかったのですが、この流域、この箇所の周りには、私どもとおつき合いがある森林組合さんなり林業事業体でも20社はいるようなところですし、競争性があるところを選んでいるかと思っております。そういうチェックはしております。

それと、今回、パブリックコメントのときからいろいろな事業体、森林組合さんに、こういう事業をやりますよという周知をやっておりますけれども、入札に向けて、そういう周知をさらに、できるだけ機会を捉えてやっていきたい。そうやって競争性を引き出すようにしていきたいと思っております。

○尾花副主査 ありがとうございます。

○小林主査 今までの御意見と関連すると思うのですけれども、結局、競争性を確保するための工夫が非常に重要なポイントになってくると思うのですね。それで、この事業が非常に重要なのは、こういう事業者さんを育てていくというようなことも重要な任務の一つではないですか。だから、こういう事業に参加してくれる人をなるべく多くしていくというスタンスというか姿勢が必要だと思うのですね。多分、民間事業者さんの、先ほどいろいろ委員から出たところで、初年度の事業予定が組みにくい、もう確保していて組みにくいとかというのは、少し減少はしているのですけれども、事業の性質としては、やはり計画的にといいますか、その事業を請け負っていかなければいけないし、事業ができるキャパを確保しなければいけないということがあったりということがやはり重要なことかと思うんですね。

そうすると、今回選定された8カ所というのが、先ほど委員から質問があったと思えますけれども、どういう観点で選定されたのか、その次にこういう民間競争入札を実施する

箇所はどういったところが予定されるのかとか、選定の基準といたしますか、どうして選定されたのかということと、また次に同じような観点で選定箇所が選定されるのだとしたら、どういうところが予定されていくのかというのをなるべく早く周知していくようなことが必要になってくるのではないかと思います。

だから、今回かなり前倒ししていただいて、ある程度の効果があったということですが、それをさらにもうちょっと拡張してといいますか、多くの事業者さんが、自分たちの事業の実施計画を勘案しながら、次にどこに参入したらいいのかというようなことをある意味、戦略的に考えられるような情報提供とか仕組みを構築していく必要があるのではないかと思います。

今回、当初、井熊委員から御指摘があった、例えば企画提案書を作成する時間がないとか、参加を見送った理由としてふえている点を、どこでそういうことが起こっているのかとか、何かもうちょっと分析していただいて改善していただいたほうがよろしいのかなと思いました。少しずつ改善はしているのだと思うのですけれども。

○鶴園企画官 今回の御指摘は、もう少しよく分析したほうがいいたろうし、そういうものを踏まえて、より早く周知するといいますか準備させるということですね。単に企画提案だけではなくて、早目に情報を与えて準備させておくと。いい御指摘をいただきましたので、そういう検討もさせていただきたいと思います。

○小林主査 ほかによろしいですか。

それでは「国有林の間伐業務」の入札結果報告のヒアリングと実施要項（案）の審議はこれまでとしたいと思います。

事務局から何か確認すべきことはありますか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料作成については私に一任させていただきたいと思いますが、先生方よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局で整理をしていただいた上で、各委員に結果を送付させていただきます。

農林水産省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ改善して行って、多くの事業者さんに参加していただいて、この市場化テストにおける、林業の事業者さんがふえること自体が非常に重要なことですので、よろしくお

願いしたいと思います。

それでは、適切に事業を実施していただきますようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。